

令和8年度 静岡市学区・地区別無事故・無違反コンクール表彰要領

- 1 目 的 交通事故・交通違反が少なく、評価点が良好な団体を表彰することにより学（地）区内の交通安全意識の高揚を図り、交通事故の削減につなげる。
- 2 表彰部門 部門は、各警察署の管轄区域単位を基本とする。ただし、静岡中央警察署管内については、他の警察署管内と比較し、団体数が約2倍であるため、世帯数に応じた2つの部門を設ける。
 - (1) 静岡中央警察署管内 2,500世帯以上の部（対象団体数：18）
 - (2) 静岡中央警察署管内 2,500世帯未満の部（対象団体数：20）
 - (3) 静岡南警察署管内の部（対象団体数：19）
 - (4) 清水警察署管内の部（対象団体数：21）
- 3 表彰団体数 各部門の評価点が良好な上位3団体とする。
- 4 評価点の算出方法 裏面のとおり
- 5 表彰式 「第23回静岡市暴力・飲酒運転追放、犯罪等に強いまちづくり市民大会」にて実施予定。
- 6 結果の公表 各団体あて結果通知及び静岡市HPにて行う。
- 7 主 催 静岡市交通安全推進協議会
- 8 後 援 静岡中央警察署・静岡南警察署・清水警察署・静岡市

評価点の算出方法（静岡中央警察署管内・静岡南警察署管内）

当該学（地）区の居住者が県内で起こした交通事故・交通違反に応じて減点を行い、10,000 世帯あたりの点数に換算します。この点数を学（地）区の評価点とし、順位を決定します。

※世帯数は、令和8年4月1日現在の各自治会連合会実加入数を使用します。

※交通事故や交通違反に応じた減点数は以下のとおりです。

- ・交通事故・・・県内で発生した事故の第一当事者となった場合をいいます（第一当事者であることが判明した時点で評価点に加算）。

ア 死亡事故 △15点 イ 人身事故 △5点

- ・交通違反・・・県内で飲酒運転により検挙された場合をいいます。

ウ 飲酒運転 △10点

【例】A地区に居住する人がB地区で人身事故を起こした場合、A地区が5点減点

評価点の算出方法（清水警察署管内）

当該地区の居住者が県内で起こした交通事故・交通違反種別の点数を合計し、世帯数に対する責任率により順位を決定します。

※世帯数は、令和8年3月31日現在の静岡市統計情報による各地区世帯数を使用します。

※交通事故や交通違反に応じた点数は以下のとおりです。

ア 死亡事故 100点 /イ 重傷事故 50点 /ウ 軽傷事故 20点

エ ひき逃げ 100点 /オ 当て逃げ 50点 /カ 無免許 50点

キ 酒酔帯び 100点

- ・交通事故・・・県内で発生した事故の第一当事者となった場合をいいます（第一当事者であることが判明した時点で評価点に加算）。

- ・交通違反・・・県内で飲酒運転・交通違反により検挙された場合をいいます。

【例】A地区に居住する人がB地区で死亡事故を起こした場合、A地区に100点